

令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業
「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業」

改正生活困窮者自立支援法等の実施状況に関するアンケート調査 【福祉事務所未設置町村】 単純集計

一般社団法人北海道総合研究調査会

調査対象：福祉事務所未設置町村における生活困窮者もしくは生活にお困りの方の相談窓口担当部局（881自治体）

調査期間：令和2年11月24日～令和2年12月21日

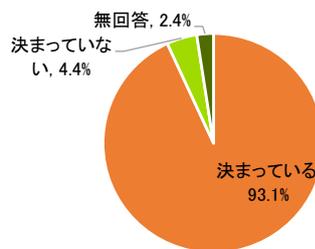
回収状況： 451 自治体 （回収率： 51.2%）

I. 基本情報

1. 組織体制に関すること

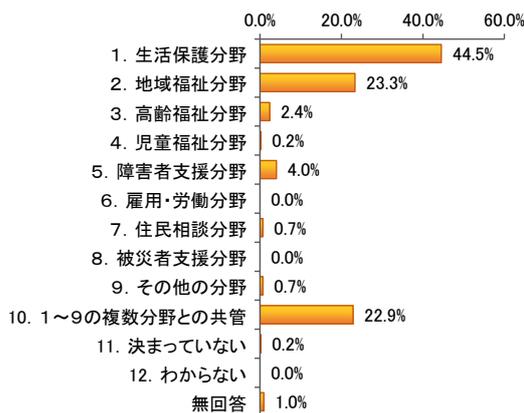
①生活困窮者自立支援制度に関する業務の担当部局・担当者

	未設置町村	
	件数	%
決まっている	420	93.1%
決まっていない	20	4.4%
無回答	11	2.4%
合計	451	100.0%



②担当者が所属する主幹部局の分野

	未設置町村	
	件数	%
1. 生活保護分野	187	44.5%
2. 地域福祉分野	98	23.3%
3. 高齢福祉分野	10	2.4%
4. 児童福祉分野	1	0.2%
5. 障害者支援分野	17	4.0%
6. 雇用・労働分野	0	0.0%
7. 住民相談分野	3	0.7%
8. 被災者支援分野	0	0.0%
9. その他の分野	3	0.7%
10. 1～9の複数分野との共管	96	22.9%
11. 決まっていない	1	0.2%
12. わからない	0	0.0%
無回答	4	1.0%
合計	420	100.0%

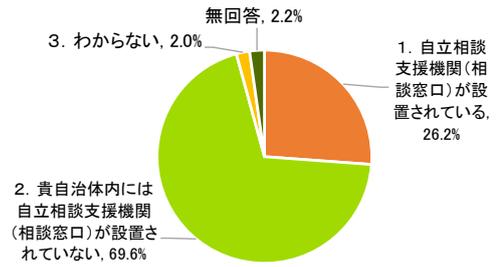


2. 生活困窮者自立支援制度の実施状況

(1) 都道府県が設置する自立相談支援機関の設置状況

	未設置町村	
	件数	%
1. 自立相談支援機関(相談窓口)が設置されている	118	26.2%
2. 貴自治体内には自立相談支援機関(相談窓口)が設置されていない	314	69.6%
3. わからない	9	2.0%
無回答	10	2.2%
合計	451	100.0%

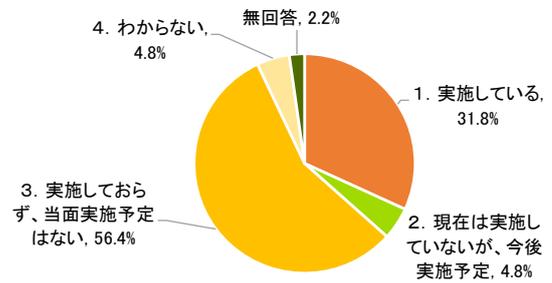
→平均 1.1カ所



(2) 「設置されていない」と回答した町村

① 改正生活困窮者自立支援法に規定される「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況

	未設置町村	
	件数	%
1. 実施している	100	31.8%
2. 現在は実施していないが、今後実施予定	15	4.8%
3. 実施しておらず、当面実施予定はない	177	56.4%
4. わからない	15	4.8%
無回答	7	2.2%
合計	314	100.0%

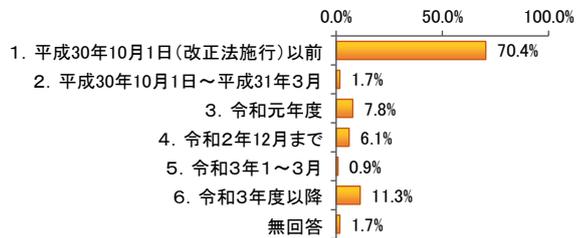


※「1. 実施している」「2. 現在は実施していないが、今後実施予定」と回答した場合

② 事業開始時期と主な対応窓口

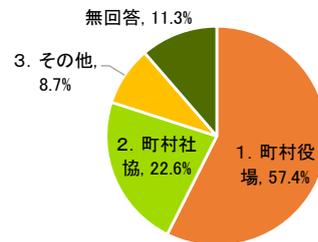
■ 開始時期

	未設置町村	
	件数	%
1. 平成30年10月1日(改正法施行)以前	81	70.4%
2. 平成30年10月1日～平成31年3月	2	1.7%
3. 令和元年度	9	7.8%
4. 令和2年12月まで	7	6.1%
5. 令和3年1～3月	1	0.9%
6. 令和3年度以降	13	11.3%
無回答	2	1.7%
合計	115	100.0%



■ 主な対応窓口

	未設置町村	
	件数	%
1. 町村役場	66	57.4%
2. 町村社協	26	22.6%
3. その他	10	8.7%
無回答	13	11.3%
合計	115	100.0%



Ⅱ. 生活困窮者に対する一次的な相談等の実施状況

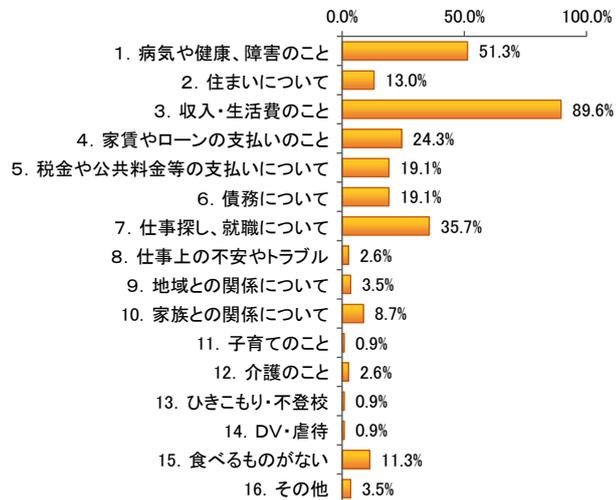
1. 生活困窮者に対する一次的な相談事業の実施状況

「Ⅰ」の2の(2)①で「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を「1. 実施している」「2. 現在は実施していないが、今後実施予定」の自治体のみ

(1) 生活困窮者等からの相談のうち特に多いもの

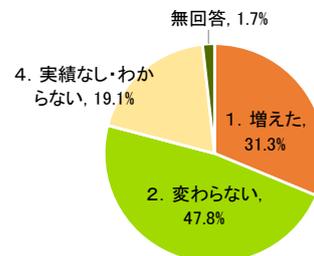
(複数回答)

	未設置町村	
	件数	%
1. 病気や健康、障害のこと	59	51.3%
2. 住まいについて	15	13.0%
3. 収入・生活費のこと	103	89.6%
4. 家賃やローンの支払いのこと	28	24.3%
5. 税金や公共料金等の支払いについて	22	19.1%
6. 債務について	22	19.1%
7. 仕事探し、就職について	41	35.7%
8. 仕事上の不安やトラブル	3	2.6%
9. 地域との関係について	4	3.5%
10. 家族との関係について	10	8.7%
11. 子育てのこと	1	0.9%
12. 介護のこと	3	2.6%
13. ひきこもり・不登校	1	0.9%
14. DV・虐待	1	0.9%
15. 食べるものがない	13	11.3%
16. その他	4	3.5%
全体	115	



(2) 事業開始当初から現在にかけて一次窓口となり把握した生活困窮者等からの相談のうち、自立相談支援事業等の利用に至る件数の状況

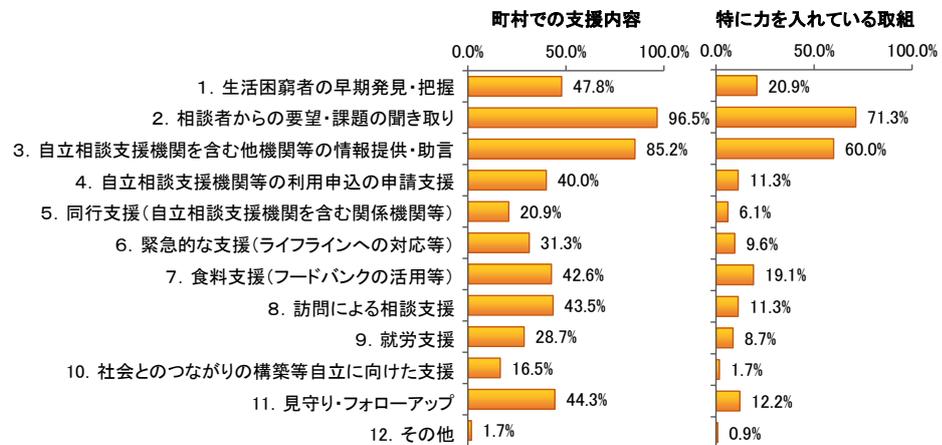
	未設置町村	
	件数	%
1. 増えた	36	31.3%
2. 変わらない	55	47.8%
3. 減った	0	0.0%
4. 実績なし・わからない	22	19.1%
無回答	2	1.7%
合計	115	100.0%



(3) 自立相談支援事業等の利用につなぐ必要がある方に対して町村で行っている支援内容

(複数回答)

	支援内容		特に力を入れている取組	
	件数	%	件数	%
1. 生活困窮者の早期発見・把握	55	47.8%	24	20.9%
2. 相談者からの要望・課題の聞き取り	111	96.5%	82	71.3%
3. 自立相談支援機関を含む他機関等の情報提供・助言	98	85.2%	69	60.0%
4. 自立相談支援機関等の利用申込の申請支援	46	40.0%	13	11.3%
5. 同行支援(自立相談支援機関を含む関係機関等)	24	20.9%	7	6.1%
6. 緊急的な支援(ライフラインへの対応等)	36	31.3%	11	9.6%
7. 食料支援(フードバンクの活用等)	49	42.6%	22	19.1%
8. 訪問による相談支援	50	43.5%	13	11.3%
9. 就労支援	33	28.7%	10	8.7%
10. 社会とのつながりの構築等自立に向けた支援	19	16.5%	2	1.7%
11. 見守り・フォローアップ	51	44.3%	14	12.2%
12. その他	2	1.7%	1	0.9%
全体	115		115	



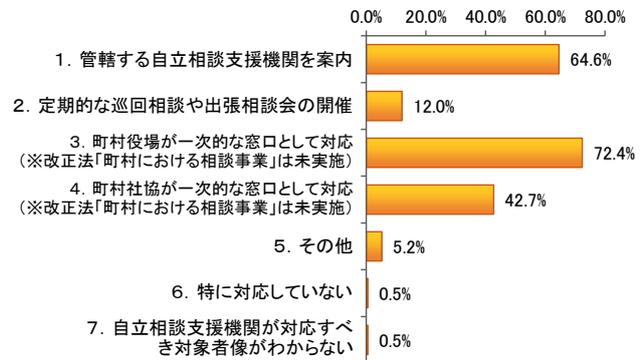
2. 生活困窮者に対する一次的な相談事業の必要性について

※福祉事務所を設置していない町村における相談事業を「3. 実施しておらず、当面実施予定はない」「4. わからない」自治体のみ回答

(1) 自立相談支援機関等が対応すべきと考えられる住民からの相談への対応

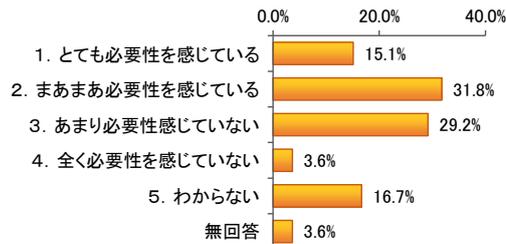
(複数回答)

	未設置町村	
	件数	%
1. 管轄する自立相談支援機関を案内	124	64.6%
2. 定期的な巡回相談や出張相談会の開催	23	12.0%
3. 町村役場が一次的な窓口として対応 (※改正法「町村における相談事業」は未実施)	139	72.4%
4. 町村社協が一次的な窓口として対応 (※改正法「町村における相談事業」は未実施)	82	42.7%
5. その他	10	5.2%
6. 特に対応していない	1	0.5%
7. 自立相談支援機関が対応すべき対象者像がわからない	1	0.5%
全体	192	



(2) 住民に身近な町村において、生活困窮者等に対する一次的な相談等(「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」)を実施する必要性

	未設置町村	
	件数	%
1. とても必要性を感じている	29	15.1%
2. まあまあ必要性を感じている	61	31.8%
3. あまり必要性を感じていない	56	29.2%
4. 全く必要性を感じていない	7	3.6%
5. わからない	32	16.7%
無回答	7	3.6%
合計	192	100.0%



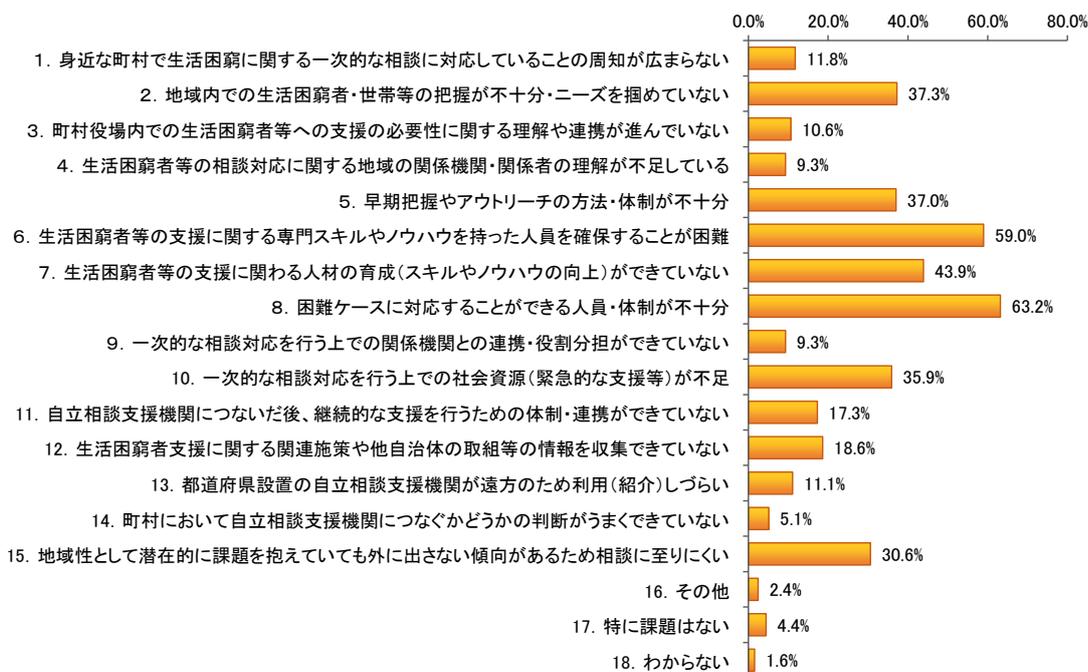
3. 町村における生活困窮者の一次相談の実施上の課題

※すべての自治体

(1) 町村における一次相談の実施上の課題

(複数回答)

	未設置町村	
	件数	%
1. 身近な町村で生活困窮に関する一次的な相談に対応していることの周知が広まらない	53	11.8%
2. 地域内での生活困窮者・世帯等の把握が不十分・ニーズを掴めていない	168	37.3%
3. 町村役場内での生活困窮者等への支援の必要性に関する理解や連携が進んでいない	48	10.6%
4. 生活困窮者等の相談対応に関する地域の関係機関・関係者の理解が不足している	42	9.3%
5. 早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	167	37.0%
6. 生活困窮者等の支援に関する専門スキルやノウハウを持った人員を確保することが困難	266	59.0%
7. 生活困窮者等の支援に関わる人材の育成(スキルやノウハウの向上)ができていない	198	43.9%
8. 困難ケースに対応することができる人員・体制が不十分	285	63.2%
9. 一次的な相談対応を行う上での関係機関との連携・役割分担ができていない	42	9.3%
10. 一次的な相談対応を行う上での社会資源(緊急的な支援等)が不足	162	35.9%
11. 自立相談支援機関につないだ後、継続的な支援を行うための体制・連携ができていない	78	17.3%
12. 生活困窮者支援に関する関連施策や他自治体の取組等の情報を収集できていない	84	18.6%
13. 都道府県設置の自立相談支援機関が遠方のため利用(紹介)しづらい	50	11.1%
14. 町村において自立相談支援機関につなぐかどうかの判断がうまくできていない	23	5.1%
15. 地域性として潜在的に課題を抱えていても外に出さない傾向があるため相談に至りにくい	138	30.6%
16. その他	11	2.4%
17. 特に課題はない	20	4.4%
18. わからない	7	1.6%
全体	451	



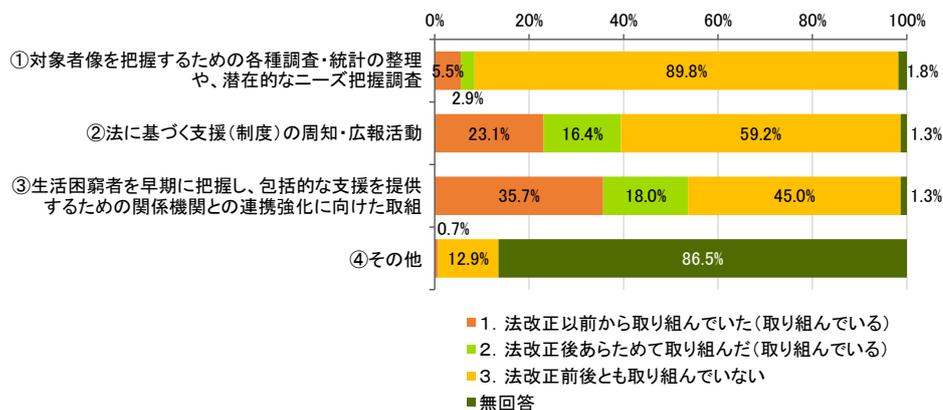
Ⅲ. 法改正事項に係る取組状況

1. 基本理念・定義の明確化について

(1) 基本理念及び生活困窮者の定義

■ 基本理念や生活困窮者の定義の明確化を受けた町村における取組の実施状況

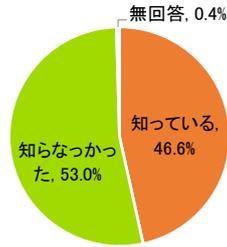
	1. 法改正以前から取り組んでいた(取り組んでいる)	2. 法改正後あらためて取り組んだ(取り組んでいる)	3. 法改正前後とも取り組んでいない	無回答	合計
①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査	25 5.5%	13 2.9%	405 89.8%	8 1.8%	451 100.0%
②法に基づく支援(制度)の周知・広報活動	104 23.1%	74 16.4%	267 59.2%	6 1.3%	451 100.0%
③生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組	161 35.7%	81 18.0%	203 45.0%	6 1.3%	451 100.0%
④その他	3 0.7%	0 0.0%	58 12.9%	390 86.5%	451 100.0%



2. 自立相談支援事業等の利用動向について

(1) 自立相談支援事業等の実施自治体の各部署(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の「利用動向」を行うことが努力義務とされた改正事項の認知度

	未設置町村	
	件数	%
知っている	210	46.6%
知らなかった	239	53.0%
無回答	2	0.4%
合計	451	100.0%

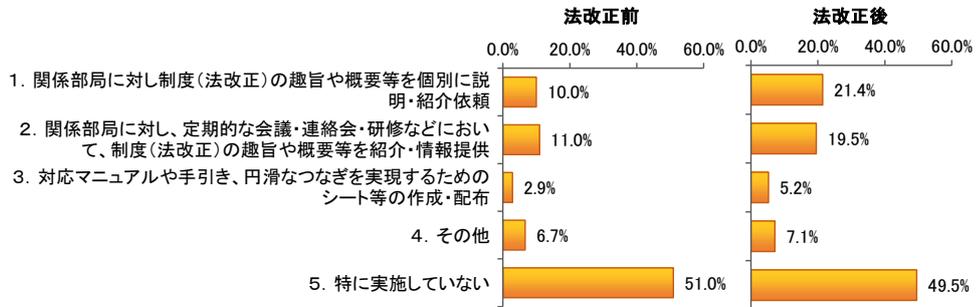


※(1)で、「1. 知っている」と回答した自治体

(2) 管轄する自立相談支援機関等の「利用動向」に向けて、庁内関係部局との連携強化のための取組の実施状況

(複数回答)

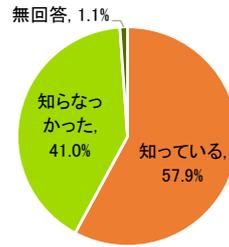
	法改正前 (H30.10.1以前)		法改正後 (H30.10.1以降)	
	件数	%	件数	%
1. 関係部局に対し制度(法改正)の趣旨や概要等を個別に説明・紹介依頼	21	10.0%	45	21.4%
2. 関係部局に対し、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、制度(法改正)の趣旨や概要等を紹介・情報提供	23	11.0%	41	19.5%
3. 対応マニュアルや手引き、円滑なつながりを実現するためのシート等の作成・配布	6	2.9%	11	5.2%
4. その他	14	6.7%	15	7.1%
5. 特に実施していない	107	51.0%	104	49.5%
全体	210		210	



3. 関係機関間の情報共有を行う会議体(支援会議)について

(1)(第9条、第28条関係)自立相談支援改正事項・会議体(「支援会議」)についての認知度

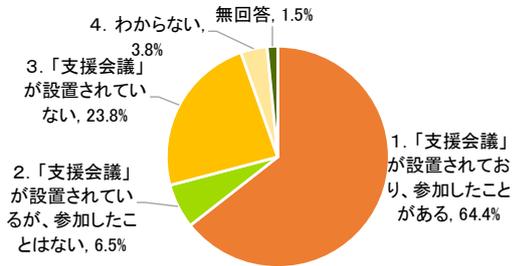
	未設置町村	
	件数	%
知っている	261	57.9%
知らなかった	185	41.0%
無回答	5	1.1%
合計	451	100.0%



※(1)で「1. 知っている」と回答した自治体

(2)管轄する自立相談支援機関等が設置する「支援会議」への参加状況

	未設置町村	
	件数	%
1.「支援会議」が設置されており、参加したことがある	168	64.4%
2.「支援会議」が設置されているが、参加したことはない	17	6.5%
3.「支援会議」が設置されていない	62	23.8%
4. わからない	10	3.8%
無回答	4	1.5%
合計	261	100.0%

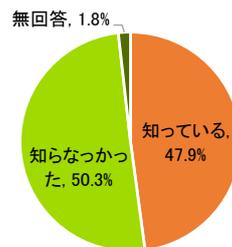


4. 「子どもの学習・生活支援事業」について

(1)生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労(進路選択等)に関する情報提供や助言を行う「生活支援」の改正事項・事業内容について

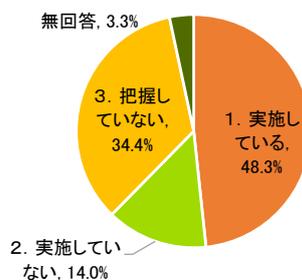
①改正事項・事業内容の認知度

	未設置町村	
	件数	%
知っている	216	47.9%
知らなかった	227	50.3%
無回答	8	1.8%
合計	451	100.0%



②都道府県における「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況

	未設置町村	
	件数	%
1. 実施している	218	48.3%
2. 実施していない	63	14.0%
3. 把握していない	155	34.4%
無回答	15	3.3%
合計	451	100.0%

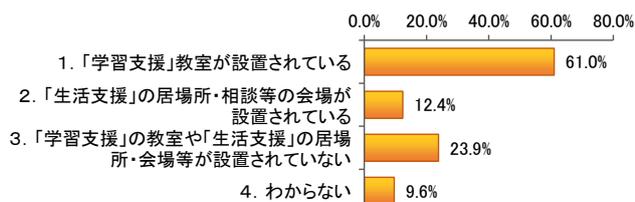


※(1)で、「1. 実施している」と回答した自治体

③「学習支援」の教室や「生活支援」の居場所・相談等の会場

(複数回答)

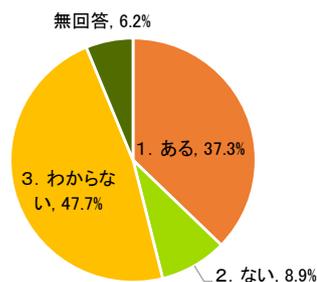
	未設置町村		
	件数	%	
1. 「学習支援」教室が設置されている	133	61.0%	→平均 1.2カ所
2. 「生活支援」の居場所・相談等の会場が設置されている	27	12.4%	→平均 1.0カ所
3. 「学習支援」の教室や「生活支援」の居場所・会場等が設置されていない	52	23.9%	
4. わからない	21	9.6%	
全体	218		



※以下は全員が回答

(2)「子どもの学習・生活支援事業」による支援ニーズ

	未設置町村	
	件数	%
1. ある	168	37.3%
2. ない	40	8.9%
3. わからない	215	47.7%
無回答	28	6.2%
合計	451	100.0%

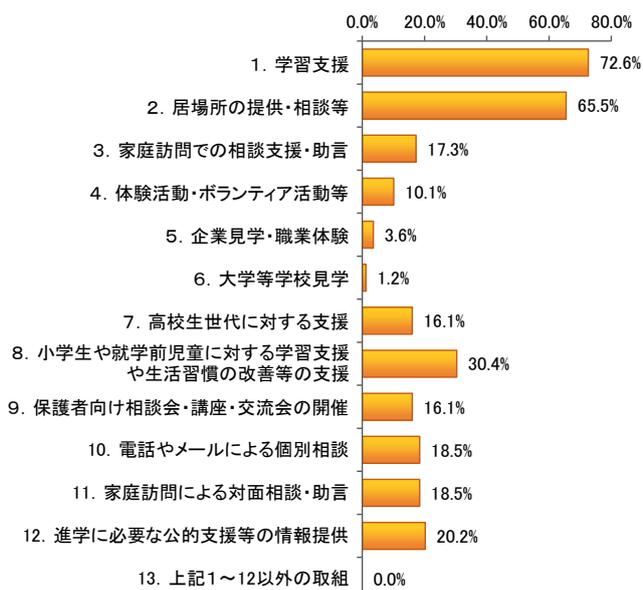


※「1. ある」と回答した場合

(3)具体的な支援のうち特に必要と思われる支援内容

(複数回答)

	未設置町村	
	件数	%
子どもに対する取組	1. 学習支援	122 72.6%
	2. 居場所の提供・相談等	110 65.5%
	3. 家庭訪問での相談支援・助言	29 17.3%
	4. 体験活動・ボランティア活動等	17 10.1%
	5. 企業見学・職業体験	6 3.6%
	6. 大学等学校見学	2 1.2%
	7. 高校生世代に対する支援	27 16.1%
	8. 小学生や就学前児童に対する学習支援や生活習慣の改善等の支援	51 30.4%
保護者に対する取組	9. 保護者向け相談会・講座・交流会の開催	27 16.1%
	10. 電話やメールによる個別相談	31 18.5%
	11. 家庭訪問による対面相談・助言	31 18.5%
	12. 進学に必要な公的支援等の情報提供	34 20.2%
13. 上記1～12以外の取組	0 0.0%	
全体	168	

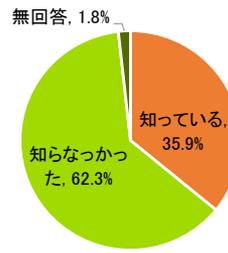


5. 「地域居住支援事業」の実施状況について

(1) 「地域居住支援事業」の改正事項・事業内容について

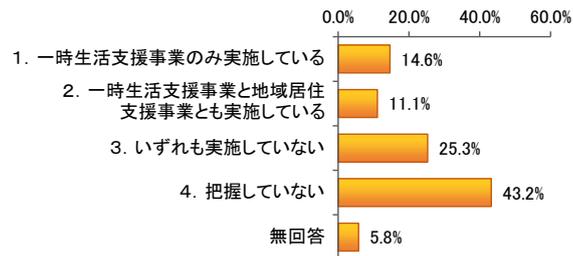
① 改正事項・事業内容の認知度

	未設置町村	
	件数	%
知っている	162	35.9%
知らなかった	281	62.3%
無回答	8	1.8%
合計	451	100.0%



② 都道府県における「一時生活支援事業」「地域居住支援事業」の実施状況

	未設置町村	
	件数	%
1. 一時生活支援事業のみ実施している	66	14.6%
2. 一時生活支援事業と地域居住支援事業とも実施している	50	11.1%
3. いずれも実施していない	114	25.3%
4. 把握していない	195	43.2%
無回答	26	5.8%
合計	451	100.0%

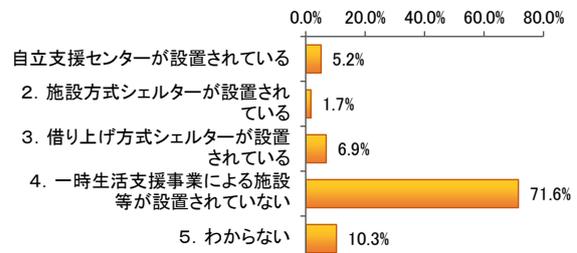


※「1. 一時生活支援事業のみ実施している」「2. 一時生活支援事業と地域居住支援事業とも実施している」と回答した場合

③ 一時生活支援事業による施設の有無

(複数回答)

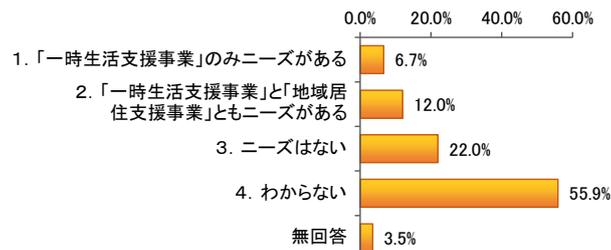
	未設置町村		
	件数	%	
1. 自立支援センターが設置されている	6	5.2%	→平均 1.0カ所
2. 施設方式シェルターが設置されている	2	1.7%	→平均 1.0カ所
3. 借り上げ方式シェルターが設置されている	8	6.9%	→平均 1.0カ所
4. 一時生活支援事業による施設等が設置されていない	83	71.6%	
5. わからない	12	10.3%	
全体	116		



※以下は全員が回答

(2) 「一時生活支援事業」や「地域居住支援事業」による支援ニーズ

	未設置町村	
	件数	%
1. 「一時生活支援事業」のみニーズがある	30	6.7%
2. 「一時生活支援事業」と「地域居住支援事業」ともニーズがある	54	12.0%
3. ニーズはない	99	22.0%
4. わからない	252	55.9%
無回答	16	3.5%
合計	451	100.0%



(3) 居住に困難を抱える方を地域で支えるために具体的に連携することができる活用可能な社会資源

(複数回答)

	未設置町村	
	件数	%
1. 庁内の住宅部局	238	52.8%
2. 居住支援協議会	19	4.2%
3. 居住支援法人	12	2.7%
4. 不動産業者	40	8.9%
5. 大家	21	4.7%
6. 旅館・ホテル	30	6.7%
7. 医療機関(MSW等)	13	2.9%
8. サロン・居場所等	17	3.8%
9. 地域住民	18	4.0%
10. その他	38	8.4%
全体	451	

